

理事会、評議員会要決議事項一覧

決議事項	評議員会での決議		理事会での決議	
	過半数 の決議	2/3 以上 の決議	過半数 の決議	2/3 以上 の決議
予算、補正予算、事業計画	(○)		○	(○)
予算外の新たな義務の負担又は権利の放棄	(○)			(○)
社会福祉事業に係る許認可、寄付金の募集その他の所轄庁等の許可を受ける事項			○	
定款細則、経理規程等社会福祉法人の運営に関する規則の制定及び変更			○	
公益事業及び収益事業に関する事項	(○)		○	(○)
理事、監事、会計監査人の選任	○			
理事、会計監査人の解任	○			
監事の解任		◎		
理事、監事の報酬等の決議	○			
理事等の責任の免除		◎	○	
役員報酬等基準の承認	○		○	
計算書類の承認	○		○	
定款の変更		◎	○	
解散の決議		◎	○	
合併の承認		◎	○	
社会福祉充実計画の承認	○		○	
その他定款で定めた事項	○		○	
評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定			○	
理事長及び業務執行理事の選定及び解職			○	
重要な財産の処分及び譲受け			○	
基本財産の処分	○		○	(○)
多額の借財			○	
重要な役割を担う職員の選任及び解任			○	
従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止			○	
コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備			○	
競業及び利益相反取引			○	
計算書類及び事業報告等の承認			○	
理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除			○	
その他の重要な業務執行の決定			○	

◎：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の3分の2（これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項

(○)：租税特別措置法第40条の特例により、社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるに当たって定款に規定される必要がある事項